

議案第91号及び議案第92号の参考資料

特別職報酬等改定案

1 議長等の議員報酬の月額及び市長等の給料月額

(1) 議長、副議長、常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び議員

	議長	副議長	常任委員会 委員長	議会運営委 員会委員長	議員
現 行	542, 000円	470, 000円	458, 000円	458, 000円	450, 000円
改定案	548, 000円	475, 000円	463, 000円	463, 000円	455, 000円
改定額	6, 000円	5, 000円	5, 000円	5, 000円	5, 000円
改定率	1. 11%	1. 06%	1. 09%	1. 09%	1. 11%

(2) 市長、副市長及び教育長

	市長	副市長	教育長
現 行	920, 000円	776, 000円	718, 000円
改定案	945, 000円	796, 000円	733, 000円
改定額	25, 000円	20, 000円	15, 000円
改定率	2. 72%	2. 58%	2. 09%

2 期末手当の支給割合

議長、副議長、常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び議員

市長、副市長及び教育長

	6月期	12月期	総支給割合
令和5年度 (現 行)	2. 20月	2. 20月	4. 40月
令和5年度 (改定案)	2. 20月	2. 30月	4. 50月
令和6年度以降 (改定案)	2. 25月	2. 25月	4. 50月

備考 適用年月日は、令和5年12月1日からとする。ただし、令和6年度以降の期末手当については、令和6年4月1日からとする。